**生活衛生同業組合員の皆さまへ**

**益田地区＆大田地区**

地区個別相談会「一日公庫」のご案内

島根県生活衛生営業指導センターと日本政策金融公庫では、各生活衛生同業組合の協力を受けて、下記日程で個別相談会「一日公庫」を開催します。

借入を検討されていれば「生活衛生改善貸付（衛経）」がおすすめです*！！*

**融資利率は２．０％**（注１）**返済期間は１０年以内です。**

また従業員の給与等支給額が下記「賃上げ貸付利率特例制度」に該当すれば

**『当初２年間の融資利率が1．５％』**（注１）**に軽減されます*！！***

　　（注１）融資利率は令和７年１０月１日現在のものです。

**☆従業員**パート、アルバイト等は含めるが法人の役員、個人事業主の家族従業員は除く｡

**☆要件**　　　 雇用している従業員の**給与及び賞与**（賞与引当金繰入額を含む）の支給額が、

①**令和６年**（直近の決算期）が**令和５年**（その前年の決算期）より２．５％以上

増加している。

　　　　　　　　②**令和６年**（直近の決算期）と比べ、**令和７年**（本年度）又は**令和８年**（来年度）

　　　　　　　　　 において２．５％以上増加する見込みの場合。

「賃上げ貸付利率特例制度」

対象者： 生活衛生同業組合員の皆さま

申込：　**事前の予約が必要です。**

（裏面の参加申込票を**１１月２１日（金）迄**にご返送ください）

日時：令和７年１２月８日（月）

１３：００～１６：００

会場：大田市民会館（**２Ｆ２号室**）

　　　　　　　大田市大田町大田 イ１２８

日時：令和７年１２月１日（月）

１３：００～１６：００

会場：益田合庁**（５Ｆ 第３会議室）**

益田市昭和町１３－１

お申込方法は、裏面をご覧ください。

大田会場

益田会場

■生活衛生改善貸付の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 資金使途 | 運転資金及び設備資金 |
| 貸付対象者 | ①生活衛生関係の事業を営む小規模事業者であって、生活衛生同業組合等の  長の推薦を受けた方。  ②常時使用する従業員数が５人（旅館業を営む場合は２０人）以下の会社また  　 は個人。 |
| 貸付限度額 | ２，０００万円 |
| 貸付利息 | **特別利率Ｆ　２．０％。**（注１）  ただし賃上げ貸付利率特例制度に該当すれば**当初２年間は１．５％**。  ３年目以降は２．０％となります。 |
| 貸付期間  （うち据置期間） | １０年（２年）以内 |

（注１）融資利率は令和７年１０月１日現在のものです。

※審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがございます。

地区個別相談会「一日公庫」に参加をご希望の方は、以下の参加申込票に必要事項をご記入いただき、島根県生活衛生営業指導センター へＦＡＸ（0852-26-4684）、または郵送してください。申込いただいた方には、後日指導センターからご連絡をさせていただきます。

―――――――― **参加申込票 （申込締め切り　１１月２１日）**――――――

このまま切らずにＦａｘ下さい（Ｆａｘ０８５２－２６－４６８４）

|  |  |
| --- | --- |
| 会社名（屋号）： | 代表者名： |
| 住所： | 電話番号：  携帯番号： |
| 該当項目の□に「✓」をお付けください。  □　相談会に参加を希望する。（ご希望の日にちと時間帯をお選びください）   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | ・日にち | □ 12月1日（月） | □ 12月8日（月） |  | | ・時間帯 | □ 13：00～14：00 | □ 14：00～15：00 | □ 15：00～16：00 |   相談内容  　　□資金の調達　　　□融資制度全般の相談　　　□営業に関すること | |

ご記入いただいたお客さまの情報は、日本政策金融公庫および島根県生活衛生営業指導センターが以下の利用目的の範囲内で利用いたします。

【お問い合わせ先】

島根県生活衛生営業指導センター(担当:黒田)

松江市大輪町414-9

電話　0852-26-0651

ＦＡＸ　0852-26-4684

1　本相談会の実施・運営

2　アンケートの実施等による調査・研究および参考情報の提供

3　融資制度等のご案内のためのダイレクトメールの発送等（任意）

※上記3の利用目的に同意されない方は、下の□に「✔」をお付けください。

□前３の利用目的で利用することに同意しません。